

ハッピーパックにご加入いただける企業等をご紹介します

会員が増えると、スケールメリットを生かしたより充実したサービスの提供と安定した運営ができます。

ご加入いただけるのは

市内に事業所（事務所・店舗・工場・社会福祉施設・児童福祉施設・教育施設・医療施設等）がある中小企業、社会福祉法人、学校法人、医療法人等です。一般従業員（1人以上）を雇用している個人商店等もご加入いただけます（※）。

- ・事業主様のみや任意加入対象者のみの加入はできません。
- ・一般従業員の方は全員加入です。
- ・一部の従業員だけの加入はできません。

※ご加入資格

原則として、以下の(1)または(2)に該当する事業所が対象となります。

- (1)従業員数が300人以下の事業所
- (2)資本金3億円以下の法人企業

会員になれるのは

加入方法	雇用形態	利用の範囲
全員加入	一般従業員	全てのサービスがご利用できます
	事業主の家族であっても生計を別に営み従業員として働いている者を含む。	
任意加入	常勤兼務役員	永年勤続褒賞 記念品対象者 にはなりません
	事業主	
	非常勤勤務者	
	家族従業員	

特 典

(1) 紹介者

JCBギフトカード（1,000円）× 新規加入人数分 上限額：100,000円

※紹介者は会員個人や加入企業または共済事務局が予め認める業界団体等が対象です。

(2) 被紹介新規加入企業

グルメカード（500円）× 新規加入人数分 上限額：100,000円

紹介方法

下記の紹介用紙にご記入の上、ハッピーパック事務局にお送りください。

(FAX、お電話でも結構です。) FAX 078-381-5682 TEL 078-381-5681

☆ご紹介いただく事業所

(ふりがな) 企 業 名		従 業 員 数	人
所 在 地	〒□□□-□□□□ 神戸市 区				
電 話	(078)	-	ご 担 当 者 名	

ご紹介者

企 業 番 号	0	企 業 名	
会 員 番 号	氏 名	
電 話	()	-	(ガイド)		